

社会福祉法人蕨市社会福祉協議会
軽費老人ホームケアハウス松原管理規程

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

規 程 第 1 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例(以下「条例」という。)、蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例施行規則(以下施行規則という。)に基づき、蕨市軽費老人ホームケアハウス松原(以下「施設」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営方針)

第 2 条 老人福祉法の基本理念に基づいて、入所者の福祉に常に十分な気配りをし、施設内における共同生活の円滑化を図るとともに、入所者の自主性を重んじて希望と生きがいのある日常生活ができるよう配慮するものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 蕨市軽費老人ホームケアハウス松原
- (2) 所在地 蕨市錦町 3 丁目 3 番 2 7 号(蕨市総合社会福祉センター内)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長 1 名(常勤兼務)

所長は、施設の職員を管理及び適切な業務が行われるよう運営を総括するとともに、事業を達成するための具体的な内容を記載した事業計画を作成する。

- (2) 主任生活相談員 1 名以上(常勤)

上司の命を受けて、生活相談等の業務に従事するとともに、所長を助け、当該業務を整理する。

- (3) 生活相談員 1 名以上(常勤)

上司の命を受けて、生活相談等の業務に従事する。

- (4) 介護員 1 名以上(常勤)

上司の命を受けて、日常生活相談等及び介護の業務に従事する。

(入所定員)

第 5 条 入所定員は、3 0 名とする。

(選考委員会)

第6条 入所の適正化を図るために入所選考委員会を設置する。

2 入所選考委員会の詳細については別に定める。

(利用料及び減免)

第7条 条例に従い入所の許可を受けた者は、別表第1に定める利用料を毎月指定する期日までに納入しなければならない。

2 すでに納入した利用料は、返還しない。ただし、利用者の責によらない理由により利用することができないときは、当該利用料の一部又は全部を返還することができる。

3 2人部屋の単身利用については、別に定める2人用居室の単身利用に関する要綱に従うものとする。

4 利用料の納入方法は、口座振替によるものとする。

5 入所者の専用居室において使用する電気、水道、電話の各料金については、入所者の負担とする。

6 条例に基づき減免等ができる場合には、施行規則の様式第16号、様式第16号の2、様式第17号に従うものとする。

(専用居室)

第8条 専用居室は、原状のまま使用する。

2 専用居室の清掃、日常的な維持管理は入所者が行う。また、専用居室のゴミ、廃棄物については、入所者が定められた場所まで運搬する。

3 専用居室において、石油ストーブ、電気コンロの使用は禁止する。

(共用施設・設備)

第9条 共用施設・設備の利用は、原則として午前7時から午後9時までの間とする。

2 共用施設・設備は、他の入所者と互譲の精神をもって利用すること。

3 入所者は、共用施設・設備等、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。

4 共用施設の清掃及び維持管理は、入所者の協力を得て施設職員等が行う。

(洗濯)

第10条 洗濯は、入所者が行うものとする。

2 洗濯コーナーの利用については、別に定める。

(就寝・起床)

第11条 就寝・起床の時間は定めないが、他の入所者に迷惑をかけないように留意すること。

2 夜間の大声・雑談を慎み、テレビ・ラジオ等の音量に留意すること。

(外泊)

第12条 外泊する時は、事前に宿泊先及び帰宅予定日等を届け出ること。

(部外者の利用)

第13条 疾病又は負傷のため、医師の指示に従い介護人が宿泊する場合を除き、他人を同宿させないこと。

(災害・非常時への備え)

第14条 消火設備、非常放送用設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、入所者も参加した訓練を年2回以上実施する。

2 入所者は、火災等の緊急事態の発生に気付いた時は、ナースコール等、最も適切な方法で、施設職員まで事態の発生を知らせること。

(夜間の管理)

第15条 夜間の管理は、施設職員等が宿直して対応する。

2 夜間は、午後10時から午前6時まで表玄関を施錠する。やむを得ず、この時間内に帰宅する場合は、あらかじめ届け出ること。

(食事の提供)

第16条 入所者に対し毎日3食の食事を提供する。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 午前8時

(2) 昼食 正午

(3) 夕食 午後6時

3 食事の場所は、原則として4階食堂とする。ただし、自分で運搬を行うほか自分の管理の下に運搬し、かつ原則として前項に掲げる時間内に食器を返却する場合は、居室で食事を取ることも認める。

4 毎月の予定メニューを毎月末までに、入所者に提示する。

(相談・助言)

第17条 施設職員は、入所者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応する。

(緊急時の対応)

第18条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とするときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入所者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行う。

3 入所者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届け出ている場合は、速やかに家族及び関係機関等へ連絡する等の必要な措置を講じるとともに、所長に報告しなければならない。

(入浴)

第19条 入浴日は、月曜日から日曜日までとする。ただし、所長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

2 入浴の時間は、午後1時00分から午後7時30分までとする。

3 入浴に際しては、他の入浴者も利用することを考慮し、清潔の維持に留意すること。

4 入所者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うこと。

(外部福祉サービスの利用)

第20条 入所者は、入所後に身体状況の変化等が生じた場合、外部の介護サービス及び家事援助等に必要なサービスを利用することができる。

2 前項に規定する利用は、入所者自身の判断で行うものとし、施設は助言及び紹介を行うが、施設として入所者に対し利用についての責任を負うものではない。

(自主活動)

第21条 入所者は、自主的にクラブ活動、行事等を行うことができる。この場合において、事前に所長に連絡するとともに、必要な経費は参加者が負担するものとする。

2 前項に規定する行事等を行う場合、施設職員は自主的活動の趣旨を損なわない範囲で助言することができる。

(新聞・郵便等の扱い)

第22条 入所者が個人で購読する新聞及び個人宛郵便の受け取りのため、集合ポストを設置する。

2 書留及び小包等は、不在の場合事務所で代理受領し入所者に届ける。

(政治・宗教活動の禁止)

第23条 施設は、一切の政治活動及び宗教活動を行わない。

2 入所者は専用居室以外場で、一切の政治的活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入所者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(情報の提供等)

第24条 当該施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該施設に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 当該施設について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情解決)

第25条 その提供した施設支援に関する入所者等からの苦情に迅速かつ適切に対処するため、苦情受付窓口を設置するものとする。

2 苦情処理体制については、社会福祉法人蕨市社会福祉協議会苦情解決に関する規程に定めるものとする。

(非常災害対策)

第26条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 事業所は、入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第27条 事業所は、入所者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること

ア 虐待防止委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

イ 虐待防止のための指針の整備

ウ 虐待の防止のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(業務継続計画の策定等)

第28条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する高齢者福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

(3) 訓練の実施 年1回以上

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第29条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 3ヶ月に1回以上

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備

(3) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 6ヶ月に1回以上

訓練の実施 6ヶ月に1回以上

(身体拘束等の禁止)

第30条 事業所は、高齢者福祉サービスの提供に当たっては、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適性のための対策を検討する委員会の設置

委員会の開催 年1回以上

(2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備

(3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施

採用時研修 採用後1ヶ月以内

継続研修 年1回以上

(その他運営についての留意点)

第31条 適切な施設支援が提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに職員資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回以上

2 職員は業務上知り得た入所者、又はその家族の秘密を保持するものとする。

3 雇用契約等において、職員であった者が職員でなくなった後においても、業務上知り得た入所者、又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。

(委任)

第32条 この規程に定めるほか、管理に関する重要事項は、理事会が定めるものとする。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日規程第 14 号）
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規程第 1 号）
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 25 日規程第 6 号）
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規程第 4 号）
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 4 日規程第 16 号）
この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 8 日規程第 1 号）
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 31 日規程第 12 号）
この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

軽費老人ホームケアハウス松原利用料月額一覧表

	対象収入階層区分	サービスの提供に 要する費用	生活費	居住に要する 費用	利用料合計
1	1,500,000 円以下	10,000 円	48,764 円	45,710 円	104,474 円
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000 円	48,764 円	45,710 円	107,474 円
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000 円	48,764 円	45,710 円	110,474 円
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000 円	48,764 円	45,710 円	113,474 円
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000 円	48,764 円	45,710 円	116,474 円
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000 円	48,764 円	45,710 円	119,474 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000 円	48,764 円	45,710 円	124,474 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000 円	48,764 円	45,710 円	129,474 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000 円	48,764 円	45,710 円	134,474 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000 円	48,764 円	45,710 円	139,474 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000 円	48,764 円	45,710 円	144,474 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000 円	48,764 円	45,710 円	151,474 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円	64,000 円	48,764 円	45,710 円	158,474 円
14	2,700,001 円～2,800,000 円	71,000 円	48,764 円	45,710 円	165,474 円
15	2,800,001 円～2,900,000 円	78,000 円	48,764 円	45,710 円	172,474 円
16	2,900,001 円～3,000,000 円	85,000 円	48,764 円	45,710 円	179,474 円
17	3,000,001 円～3,100,000 円	91,800 円	48,764 円	45,710 円	186,274 円
18	3,100,001 円以上	91,800 円	48,764 円	45,710 円	186,274 円

注 1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通年上収入として認定することが
適当でないものを除く。）から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収
入をいう。

注 2 2 人で入居する場合については、2 人の収入及び必要経費を合算し、合計額の 2 分
の 1 をそれぞれの個々の対象収入とし、その額が 1 5 0 万円以下に該当する場合の 2
人のそれぞれの費用徴収額については、上記「サービスの提供に要する費用」の額から
3 0 % 減額した額を本人からの費用徴収額とする。この場合、1 0 0 円未満の端数は
切り捨てとする（平成 2 0 年 5 月 3 0 日厚生労働省老健局長通知）。

注 3 光熱水費 3, 1 5 0 円（2 人部屋は、5, 2 5 0 円）が上記利用料に加算される。

注 4 光熱水費の冬季加算額 2, 1 5 0 円（1 1 月～3 月）が上記利用料に加算される。